

榑平川食品の倒産に係る下水道使用料等の欠損処理について

平成28年2月15日
上下水道局

1 経過

平成20年2月に下水道メーターの不正操作が発覚し、下水道使用料を遡及賦課するとともに過料を課しました。一括での納付ができないことから、榑平川食品の返済計画を作成し分割納付を行ってまいりました。平成25年6月に盛岡地方裁判所から破産手続きを開始した旨の通知があったことから、破産法の規定に基づく事務手続を進めてまいりました。平成27年4月1日に破産管財人から破産事件に係る配当が実施され、また、平成27年7月31日に盛岡地方裁判所から担保不動産競売事件に係る配当が実施され、当市に対しては財団債権1,422,300円のみ配当で終結したので報告します。

2 債権の内容

(単位：円)

区分	調定額	納入済額 (H25年5月まで)	配当額	現在未収額	備考
遡及下水道使用料	46,992,017	9,316,836	0	37,675,181	
過料	93,984,034	16,406,400	0	77,577,634	上記下水道使用料の2倍
H25.5～6月分 下水道使用料	2,318,585	0	1,422,300	896,285	財団債権
合計	143,294,636	25,723,236	1,422,300	116,149,100	

3 今後の対応

榑平川食品は無財産となり、法人自体も倒産していることから地方自治法第231条の3第3項及び地方税法第15条の7第1項及び第5項により納付の義務を消滅させ、平成27年度決算時に不納欠損処理を行います。

不納欠損処理額内訳

- ・遡及下水道使用料 37,675,181円
- ・過料 77,577,634円
- ・H25下水道使用料 896,285円